

## プラズマが拓くものづくり研究会規約

### (名称)

第1条 この研究会はプラズマが拓くものづくり研究会(英文名:Plasma Application Monodzukuri 略称 PLAM)(以下、「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、講演会の開催等を行い、プラズマ技術及びその周辺技術の情報の共有を図り、プラズマ技術及びその周辺技術を参加者の新製品・新技術開発等につなげることによって技術革新を進め、当地域の産業振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するためプラズマ技術の産業応用及びその周辺技術に係る次の事業を実施する。

- (1) 普及啓発に関すること
- (2) 技術調査研究に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

### (構成)

第4条 本会の会員は、本規約に賛同し、別添「研究会入会申込書」またはそれに準ずる書類等により、申込みを行った者をもって構成し、退会は、原則として別添「研究会退会届出書」またはそれに準ずる書類等を事務局に提出することにより行う。ただし、退職等により会員との連絡が不可能になったときは、本会会長の承認をもって退会したものとみなす。

- 2 本会に会長1名を置き、公益財団法人名古屋産業振興公社(以下、「公社」という。)常務理事(研究開発促進・工業技術振興担当)をもって充てる。
- 3 本会には、会長が必要と認める場合に会員以外の者の参加を認めるものとする。

### (経費の支弁)

第5条 本会の管理運営に関する必要経費については、公社が支弁する。

- 2 前項にかかわらず、会員が本会に出席するため必要となる交通費等については、原則として、会員が自ら負担する。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、公社に置く。

**(実施規定)**

第7条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、本会会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。